

31. 無 尽 燈 と は

問 「宮城県郷土史年表」の140 ページに、『享保5年6月18日。仙台両足山大年寺肯山公廟成る。⁽¹⁾ ⁽²⁾
同日廟に無尽燈もなる。』とありますが、無尽燈とは如何なるものですか。

答 大年寺の伊達綱村の墓所の入口に門を建立し、その門に綱村が生前に書いた『無尽燈』の額を掲げたので、この墓域⁽³⁾を無尽燈と称することになったのです。「東蕃史稿」巻之5（作並清亮）に次の記事があります。『享保四年〔1719〕四月〔綱村〕病稍ク〔ようやく〕漸ム〔すすむ〕。十九日獅山公〔吉村〕出府病ニ侍ス。公後事ヲ托シ、且ツ曰〔いわく〕、先規ニ從ヒ毎世廟ヲ建テバ、後世子孫何ヲ以テ保存センヤ。吾死セハ必一碑石ヲ建テ、雨ヲ覆フノ屋アレバ足ル。獅山公之ニ從フ。六月二十日薨ス。二十八日大年寺に帰葬ス。廟ヲ無尽燈ト云。』

年表の著者は、無尽燈を物理的物体と早合点したため、それが先入感となって記述を誤まったものようです。この場合の無尽燈とは、仏教用語であって、一人の法を以て大衆を導き、次々に伝えて尽きないこと、1燈を以て百燈を燃やすにたとえていう意味をもつものです。後にこの墓域に建てられた5代吉村・10代齊宗・12代齊邦らの墓をも含めて無尽燈と呼び、また東廟と称することもあります。東廟とは、6代宗村・7代重村・8代齊村らの墓域の西廟⁽⁴⁾に対する呼び方でした。西廟の入口の門には「法華林」と書かれた額を掲げてあったので法華林と称しました。⁽⁵⁾

故に「宮城県郷土史年表」の表現は誤りであるので、『……肯山公廟成る、廟を無尽燈という』と訂正すべきであります。

注(1) 元禄8年〔1695〕11月24日、第4代伊達綱村が自ら歿入れの式を行って茂ヶ崎の地を開き、若林の地にあった廃寺小蓬山仙英寺の遺地を移し、同10年造営を終った。黄檗宗〔おうばくしゅう。臨済宗の一分派。〕の名僧鉄牛を迎えて開山始祖とし、両足山大年寺と号した。寺領200石、廟供米100石その他の手厚い外護と、一門格の高い殊遇を受けた。4代綱村以下歴代の君公・夫人の菩提寺となった。山内の塔頭〔たちゅう〕傍院20余、僧侶の数も2百人を越えて壮大をきわめ、黄檗日本三叢林〔大年寺・護国山東光寺（山口県萩市、元禄4開山）・広禅寺（鳥取市、元禄6開山）〕中の第1位とされた。叢林とは寺院特に禅寺をいう。門前町は、境内清掃の義務を果す代りに、免税の特典を与えられて栄えた。維新後荒廃して、寺門は多賀城の慈雲寺に売却され、寺宝・記録類も大部分散逸してしまった。戦後は殊に無残な状態となった。この寺の仏具等は、黄檗宗の特色としてすべて錫で出来ていた。

なお、「両足山」の読み方について「県内芭蕉碑漫步」（真田良、「日曜随筆」第156号の内）に、次の記事がある。『さて「両足山」のよみ方であるが「りょうしゅうざん」と

訓むのが正しい。「松島金石誌」（鈴木寅之助）の著者が、わざわざこうルビをつけていたことから、わたしは多年その訓みの正否について博識の士の教えを乞うてきたが、半沢〔正二郎〕先生によって明解を与えられた。先生は伊達邦宗氏から、じかに、はっきりと、正訓を教えられたのだということであった。もともと固有名詞のよみ方はむずかしいものである。多年の疑問を氷解して下さった半沢先生の学恩を付記する所以である』。

- 注(2) こうざんこう。4代綱村の法名からとってこのように呼ぶ。面接や電話によるレファレンスの場合「せざんこう」〔背山公のつもりであろうか〕などと誤読する質問者が時々あるので、注意を要する。
- 注(3) 万治2年〔1659〕3月8日、第3代伊達綱宗の第1子として生れた。幼名亀千代。綱宗隠居のあとをうけて、僅か2才で伊達家第4代当主の座についた。母は三沢初子である。伊達兵部大輔宗勝〔政宗の末子〕と田村宗良〔忠宗の三男〕の2人が後見役として藩政に当たった。この幼年の君主をめぐる寛文事件が起っている。この事件後、17才の時自ら藩政を見るようになり、文教政策を推進し、主権の確立強化に努めた。田辺希賢等の学者を重用して一大修史事業を行った。「伊達出自世次考」「伊達正統世次考」「伊達治家記録」等の成果がそれである。更に榴岡積迦堂・万寿寺・大年寺の建立・亀岡八幡宮の造営・塩釜神社の修築等を行った。また四谷堰の工事を行ない、城下町の用水・防火に役立たせたのもこの時である。城下町は拡張整備されて繁栄の頂点を示した時代であり、治績見るべきものがあつた。しかし、政宗以来の赤字の累積、寛文事件関係の巨額の失費、綱村の放漫な支出が重なって財政の窮乏はいよいよ深刻となって行くばかりであつた。その上、綱村は、元禄16年〔1703〕引退せざるを得ない状態に追いこまれた。享保4年〔1719〕6月20日病歿、61才、大年寺に葬る。その墓は遺言通り霊屋を作らず、墓石を建て瓦葺の屋根で覆っただけの簡素なものであつた。法諡、大年寺殿肯山全提大居士。
- 注(4) 伊達家第10代。第8代齊村の第二子で、第9代周宗〔ちかむね〕の弟、文化9年〔1812〕その後を継いだ。文政2年〔1819〕5月24日歿、24才。大年寺に葬る。法諡広徳院殿英山元高大居士。
- 注(5) 第8代藩主。7代重村の第二子で、寛政2年〔1790〕に襲封し、同8年8月12日23才で若死した。節約を発令し、豊作が続いたので藩債を返済し、漸く財政が小康を保つことができた。林子平が幽閉されたのは、その治世中のことであつた。永慶院殿桂山蘭英大居士と法諡す。

資料 東藩史稿巻之5（作並清亮）

仙台市の文化財（仙台市教育委員会）

仙台市史第1巻

仙府神社仏閣図集（梅津幸次郎）

32. 伊達家の紋章について

問 伊達家の紋章「三引両」と「竹に雀」とは、どちらが古いのですか。

答 古いという点では三引両〔みつびきりょう〕の方です。

まず、三引両の方は、文治5年〔1189〕伊達家の始祖朝宗〔ともむね〕が、平泉征伐に参戦した時の戦功によって、頼朝から賜った幕紋の引両を図案化して定紋としたものです。この三引両の凶柄には嚴重なきまりがあって、特に当主の用いたものは中の三本の引両が内円の線から離れており、その他のものはすべて接続していました。

また、竹に雀の方は、天文11年〔1542〕6月、伊達種宗〔たねむね〕がその子五郎実元を、越後守護職上杉定実の養子とする約束をした時、上杉家から贈られたものを定紋としたものです。この竹に雀にも区別があって、当主の使用するものの葉の数は内外52枚で、家族の用いるものは内外48枚でした。一門に与えた竹に雀の紋章は、それぞれ葉の数を減じて凶柄も別々なものでした。

定紋は、家格・栄光のシンボルです。伊達家は、特に歴史・伝統ある名門だっただけに、三引両・竹に雀の外に、幾つもの紋章保持者でした。政宗が秀吉から賜った「菊」・「桐」・4代綱村が近衛基熙〔もとひろ〕から延宝8年〔1680〕8月25日に贈られた「牡丹」、この「牡丹」を改造した「伊達牡丹」、更に5代吉村がこの「伊達牡丹」を変形した「蟹牡丹」⁽⁵⁾。その外に「九曜」・「雪薄」〔ゆきすすき〕など多くの定紋がありました。〔寛政重修諸家譜〕巻第762にも、
『家紋 三引両 竹に雀 牡丹 菊 桐 九曜 雪薄⁽⁷⁾』

寛永系図〔「寛永諸家系図伝」また「寛永諸家系図」〕、はじめ二端頭〔にたんかしら〕⁽⁸⁾を家紋とし、晴宗がときあらためて竹に雀を用ふといふ。家伝に朝宗がとき頼朝將軍より幕の紋二端頭をたまはりのち三引両に改めて家紋とし、晴宗また竹に雀を用ひ、綱村にいたりて近衛基熙公より牡丹の紋をあたへられ、菊桐は陸奥守政宗〔末だ陸奥守に任ぜられてはいなかった。〕がとき豊臣太閤よりゆるされ、九曜雪薄の紋も政宗より用ふといふ。』と記されています。

なお、伊達家夫人の菩提寺には、それぞれの実家の定紋を付けたものが残されているのを見かけます。「三葉葵」〔忠宗夫人孝勝寺殿。徳川家の紋〕・「隅切角に三」〔綱村夫人万寿寺殿。稲葉家の紋〕⁽⁹⁾・「牡丹」〔重村夫人観心院殿。近衛家の紋〕などがその例です。これは、「女紋」〔おんなもん〕、すなわち女性は嫁入後も終生実家の家紋を用いる慣習によるものであります。